

特定非営利活動法人Global Hug定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Global Hugという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本に住まう外国人や日本を訪れる外国人や日本に関わろうとする外国人や外国人に関わろうとする日本人に対して、居住や生活や仕事や観光にかかわる事業を行い、交流を通じて、国や人への理解を深め、豊かな暮らしづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子供の健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 交流・生活・居住・就業・資格取得支援事業
- (2) 日本語・多国語教室の事業
- (3) 子ども食堂の運営事業
- (4) 外国人の送迎・案内及び観光事業
- (5) その他、この法人の目標を達成する為に必要な事業

第3章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- （2）賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体
- （3）ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアの意思を持つ個人又は団体（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会の申し出があったとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）正当な理由なしで1年以上会費を滞納したとき。
- （4）本会の目的達成に協力しないとき。
- （5）除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）法令、定款に違反したとき。
- （2）この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会での議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任又は解任及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算の決定並びにその変更

(2) 理事の職務

(3) 会員の除名

(4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事務局の組織及び運営

(6) 総会に付議すべき事項

(7) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
 - (10) 定款の変更にに関する事項
- （解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

（施行細則）

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	小林 治雄
副理事長	左高 直樹
理事	山中 昭史
監事	山内 雅裕

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
1 入会金	0円	0円
2 年会費	2,000円	2,000円
(2) 賛助会員		
1 入会金	0円	0円
2 年会費	1,000円	1,000円
(3) ボランティア会員		
1 入会金	0円	0円
2 年会費	500円	500円

役員名簿

特定非営利活動法人Global Hug

役 名		住所又は居所	報酬の有無
理事長	コバヤシ ハルオ		無
	小林 治雄		
理事	サカタ ナオキ		無
(副理事長)	左高 直樹		
理事	ヤマナカ アキフミ		無
	山中 昭史		
監事	ヤマウチ マサヒロ		無
	山内 雅裕		

設立趣旨書

1 趣旨

国際貿易港として古くから多様な文化を受け入れてきた神戸市には、多くの在住外国人（技能実習生、留学生など）が生活し、また年間を通じて海外から多くの訪日外国人が訪れています。

これらの人々は、神戸の国際色豊かな魅力の創出に大きく貢献している一方で、言葉や文化、生活習慣の違いからくる様々な問題に直面することが多々あります。

そこで私たちは解決すべき課題として次の二点を考えました。まず、在住外国人においては、生活における行政手続き、医療機関の利用、就業、メンタル相談、地域コミュニティへの溶け込み、災害時の情報収集、居住地域のルール説明など、安全・安心に生活するための具体的な支援が不足しています。異国での孤立感や不安を解消し、地域社会の一員として活躍できるような生活環境の整備は、持続可能な多文化共生社会の実現にとって不可欠です。次に、訪日外国人に対しては、より快適で記憶に残る旅を過ごしてもらうため、言語の壁を超えたスムーズな移動の支援（チケット購入や乗り換え案内など）や地域の魅力を伝えるためのきめ細やかな情報提供が重要ですが、これらが充実されていません。この交通手段や観光地の案内におけるサポートは、神戸へのリピーター創出にも繋がり、地域経済の活性化に寄与するものと考えます。

このような課題に対して、当法人は在住外国人と訪日外国人および地域住民を対象に、下記のように取り組みたいと思います。

1. 相互理解を深めるために、「やさしい日本語」の習得をめざした日本語教室を運営する。
2. 安全・安心の下で生活が営めるために、不動産契約の支援、賃貸物件の情報提供、生活上のトラブル相談など、居住に関する総合的なサポートを実施する。
3. 他国籍コミュニティでの交流促進のために、気軽に日本語を練習できる場として、地域のカフェや公共スペースを活用した「日本語カフェ」のような交流会を開催する。一方、地域住民向けにも、在住外国人の出身国の文化や習慣を紹介するイベントを開催する。
4. ニーズに合わせた情報提供ができるように、SNS（LINE、X、Instagram）を活用し、居住地や国籍や在留資格に応じてカスタマイズされた情報を提供する。
5. 経済的に安定した生活が営めるように、スキルや経験を活かせる仕事探しの支援、履歴書の作成や面接対策などをアドバイスする。
6. 地域住民の人たち、特に将来を担う子どもたちの国際感覚を養うために、在住外国人も参加することも食堂を運営し、多言語に触れる機会や異文化交流の場を提供する。
7. 訪日外国人が安心して滞在でき、地域文化の理解を深めてもらうために、日本人ボランティアおよび在住外国人ボランティアの運転により、空港や駅への送迎や市内の詳細な案内を実施する。

今回、法人として申請するに至ったのは、上記事業の遂行には、実習先企業、教育機関、行政との連携が必要であり、また、関連団体や関連施設との契約体制を構築する観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。

また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民に参画して頂くことが不可欠という点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化することによって、人材確保と充実した運営体制が構築できるため、在住外国人や訪日外国人、および神戸市民に対して包括的で継続的な支援の実施が可能となり、国際都市神戸のより良い未来の創造に貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

2019年5月 外国人実習生の生活サポート開始

2025年4月 会員間で法人化の意思確認

2025年6月 設立総会開催

2025年6月26日

特定非営利活動法人Global Hug

設立代表者 小林治雄

2025年度事業計画書

特定非営利活動法人Global Hug

1. 基本方針

法人設立を機に、日本に居住する外国人、日本を訪れる外国人、そして日本との関わりを求める外国人、さらに国際交流を深めたいと願う人を対象に、交流の場、居住、生活、仕事、観光に関わる多角的な事業を展開し、これらの活動を通じて、異なる国や文化への理解を促進し、多様な人々が共生し、豊かな暮らしを目指します。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 交流・ 生活・居住・ 就業・資格取 得支援事業	就職・資格取得活動支援	随時	神戸市	-	10,000円
	多国交流会	随時	神戸市	-	0
		随時	神戸市	-	0
		通年	神戸市	-	0
(2) 日本 語・多国語教 室の事業	日本語教室	月4回	神戸市・オン ライン	外国人	60,000円
	中国語教室	月4回	神戸市・オン ライン	日本人	60,000円
				-	
(3) 子ども 食堂の運営事 業	子ども食堂	随時	神戸市	-	0
(4) 外国人 の送迎・案内 及び観光事業	ウォーキングナビゲー ター	通年	神戸中心・ 関西圏	外国人	50,000円
(5) その 他、この法人 の目標を達成 する為に必要 な事業	定款第5条第1号～4号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条および第4条に規定する範囲内において、単年度または試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 年1回

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：小林治雄、 事務局スタッフ：左高直樹

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人Global Hug

1. 基本方針

前事業年度に引き続き、日本に居住する外国人、日本を訪れる外国人、そして日本との関わりを求める外国人、さらに国際交流を深めたいと願う人を対象に、交流の場、居住、生活、仕事、観光に関わる多角的な事業を展開し、これらの活動を通じて、異なる国や文化への理解を促進し、多様な人々が共生し、豊かな暮らしを目指します

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 交流・ 生活・居住・ 就業・資格取 得支援事業	日本生活居住セミナー	随時	神戸市	-	0
	就職・資格取得活動支援	随時	神戸市	-	50,000円
	災害対策講習会	随時	神戸市	-	0
	多国交流会	通年	神戸市	-	0
(2) 日本 語・多国語教 室の事業	日本語教室	随時	神戸市・オン ライン	外国人	288,000円
	中国語教室	通年	神戸市・オン ライン	日本人	288,000円
	ネパール語教室	通年	神戸市・オン ライン	日本人	144,000円
(3) 子ども 食堂の運営事 業	子ども食堂	随時	神戸市	-	0
					0
					0
(4) 外国人 の送迎・案内 及び観光事業	ウォーキングナビゲーター	通年	神戸中心・ 関西圏	外国人	900,000円
	ボランティアドライバー	通年	神戸中心・ 関西圏	外国人	80,000円

(5) その他、この法人の目標を達成する為に必要な事業	定款第5条第1号～4号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条および第4条に規定する範囲内において、単年度または試験的に限り実施する。
------------------------------------	--

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 年1回

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：小林治雄、 事務局スタッフ：左高直樹

2025年度活動予算書

成立の日から2026年 3月31日まで

(単位：円)

科 目		金 額	
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	0		
ボランティア会員受取会費	0	20,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
			0
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
			0
4. 事業収益			
交流・生活・居住・就業・資格取得支援事業収益	10,000		
日本語・多国語教室の事業収益	120,000		
子ども食堂の運営事業	0		
外国人の送迎・案内及び観光事業収益	50,000		
		180,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
			0
経常収益計			200,000
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	30,000		
印刷費	10,000		
通信費	0		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	0		
その他経費計	40,000		
事業費計		40,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		

法定福利費	0		
	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	10,000		
印刷費	0		
通信費	10,000		
旅費交通費	15,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	15,000		
租税公課	0		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			90,000
当期正味財産増減額			110,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			110,000

2026年度活動予算書

2026年4月1日から2027年 3月31日まで

(単位：円)

科 目		金 額	
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	26,000		
賛助会員受取会費	2,000		
ボランティア会員受取会費	1,000	29,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
			0
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
			0
4. 事業収益			
交流・生活・居住・就業・資格取得支援事業収益	50,000		
日本語・多国語教室の事業収益	720,000		
子ども食堂の運営事業	0		
外国人の送迎・案内及び観光事業収益	980,000	1,750,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
			0
経常収益計			1,779,000
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	720,000		
法定福利費	0		
人件費計	720,000		
(2) その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	60,000		
印刷費	30,000		
通信費	0		
保険料	0		
会場費	30,000		
会議費	0		
その他経費計	120,000		
事業費計		840,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		

法定福利費	0		
	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	30,000		
印刷費	20,000		
通信費	10,000		
旅費交通費	15,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	30,000		
租税公課	0		
その他経費計	105,000		
管理費計		105,000	
経常費用計			945,000
当期正味財産増減額			834,000
前期繰越時正味財産額			110,000
次期繰越正味財産額			944,000